○環境省告示第九十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第二号ホの規定に基づき、雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等（平成二十四年環境省告示第三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年五月三十一日

環境大臣　細野　豪志

別表に次のように加える。

3　$LaBr_3$（Ce）シンチレーションスペクトロメータ

○環境省告示第九十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第二項の規定に基づき、次の区域を指定する。

平成二十四年五月三十一日

環境大臣　細野　豪志

一　区域の所在地　愛知県名古屋市港区潮凪町六十七番及び六十八番に接する工作物の地先

二　区域　次に掲げる点アからシまで及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域

ア　名古屋港基準点No.15－1（北緯三五度四分四一秒〇六八一東経一三六度五二分一秒一八八二）から二四二度一六分二秒に三一一・一六メートルの点

イ　アから二〇四度五八分二六秒に三二・四五メートルの点

ウ　イから二五〇度一九分四三秒に二五・〇五メートルの点

エ　ウから二〇四度五九分五三秒に八五・八五メートルの点

オ　エから一八六度二分三〇秒に一二・二九メートルの点

カ　オから二三五度〇分二〇秒に一・九五メートルの点

キ　カから三二四度五九分四四秒に二一・七〇メートルの点

ク　キから二三五度六分七秒に〇・二五メートルの点

ケ　クから三二四度五九分三五秒に五・〇一メートルの点

コ　ケから二三四度五九分四一秒に〇・三五メートルの点

サ　コから三二四度五九分四四秒に一三六・〇六メートルの点

シ　サから二四度五九分五三秒に六八・二六メートルの点

国会事項

衆議院

議案提出

五月二十九日議員から提出した議案は次のとおりである。

刑法の一部を改正する法律案（高市早苗外三名提出）

質問書提出

五月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

漢字「碍」の常用漢字への追加に関する質問主意書（赤松正雄提出）

答弁書受領

五月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出農林水産省の経営体育成支援事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出通学路や高速道路の安全確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出環境省の「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」の更新間隔の延長に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出福島第一原子力発電所事故による被災者への被災者生活再建支援制度適用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出被災者生活再建支援制度における津波等による住宅流失被害に対する支援の充実に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出保険料と税金の区別に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出尖閣諸島沖で衝突事件を起こした中国漁船船長の公判に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出内閣総理大臣が打ち出した普天間飛行場県外移設方針に対する担当官僚の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出関越道での高速ツアーバスの事故に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

五月二十九日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十三年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十四年度交通安全施策に関する計画」についての報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十四年度交通安全施策に関する計画」の報告

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十三年度環境の状況」に関する報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十四年度環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十三年度循環型社会の形成の状況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十四年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十三年度生物の多様性の状況」に関する報告

生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十四年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

参議院

答弁書受領

五月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員又市征治提出暴力団員による不当な行為の防止等の対策の在り方に関する質問に対する答弁書（第一一六号）

参議院議員秋野公造提出高齢化し介護が必要となった受刑者に対する生活支援、受刑者の社会復帰に向けた矯正及び出所後の就労の在り方に関する質問に対する答弁書（第一一七号）

参議院議員片山さつき提出従軍慰安婦問題に関する質問に対する答弁書（第一一八号）

参議院議員佐藤正久提出南スーダンにおける我が国の国連平和維持活動参加に関する再質問に対する答弁書（第一一九号）

参議院議員佐藤正久提出シリアの治安情勢に関する質問に対する答弁書（第一二〇号）

報告書及び文書受領

五月二十九日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十三年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十四年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十三年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十四年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十三年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十四年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十三年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十四年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

財務副大臣

（大臣官房参事官）財務事務官　藤田　幸久

アフリカ開発銀行総務会第四十七回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　石井菜穂子

アフリカ開発基金総務会第三十八回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十四年六月十五日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部）特命全権大使　小田部陽一

国際労働機関第百一回総会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十四年六月二十八日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部　大使）外務事務官　妹尾　吉洋

（同　公使）同　菅沼　健一

（同　参事官）同　坂下　修

（同　同）同　秋山　伸一

国際労働機関第百一回総会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十四年六月二十八日までとする（各通）

（同　同）同　酒田　元洋